

平成24年度住民税の主な改正について

1 扶養控除の見直し

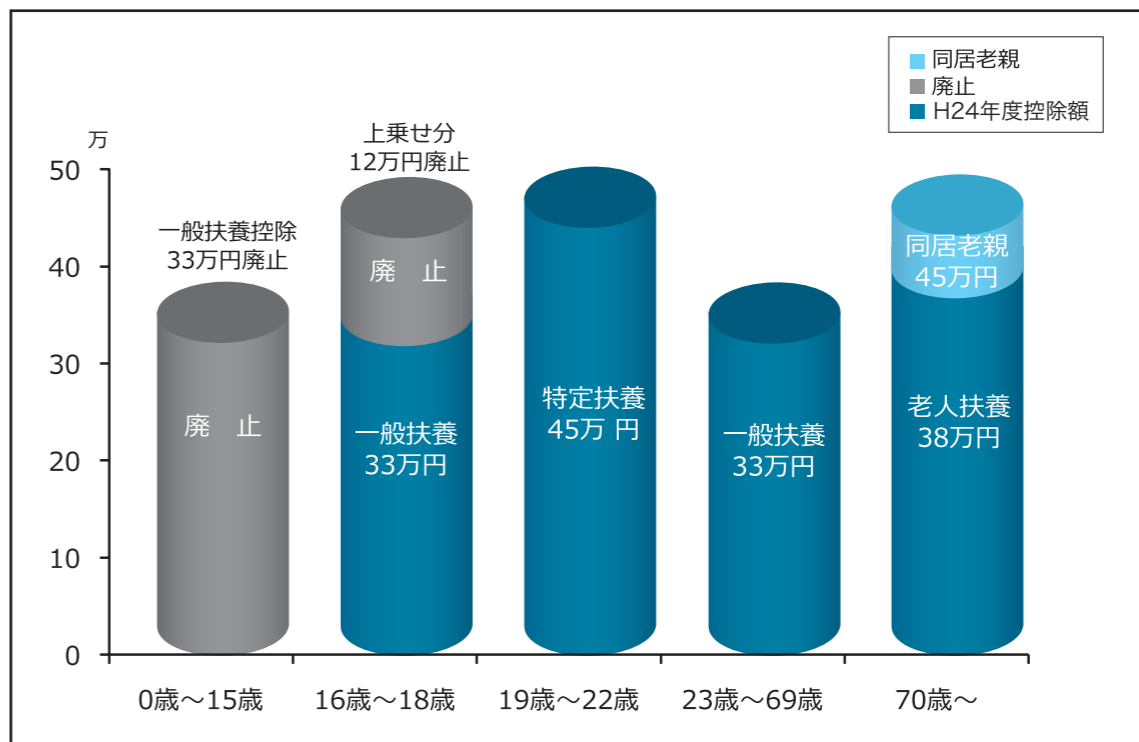
◆年少扶養親族に対する扶養控除の廃止
年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除33万円が廃止されます。

ただし、住民税の非課税限度額などの算定に扶養者の数が必要ですので、申告の際、必ず16歳未満の扶養親族の申告をお願いいたします。

※16歳未満である扶養親族で、障害者である場合は、障害者控除の適用となりますので、必ず申告してください。

◆16歳以上19歳未満の特定扶養親族の控除額の変更
年齢16歳以上19歳未満の方に係る特定扶養親族の控除額が一般扶養控除と同じ33万円に変更となります。

※19歳以上23歳未満の特定扶養控除額は、以前と変わらず45万円です。



2 寄附金控除の適用限度額引き下げ

寄附金税額控除の適用下限額が50000円から20000円に引下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となりました。

3 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化(所得税法の改正)について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。

(注2) 所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

●国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
八代税務署 ☎32-3141
(音声案内)

平成23年分 申告所得税・消費税および地方消費税の税務署申告会場開設日程

【申告書事前作成会場】

開設期間	会場	対象者市町	対象者
1月30日(月) ～ 2月10日(金)	八代税務署 3階会議室	氷川町・八代市 芦北町・津奈木町	年金所得者および 給与所得者のうち還付申告書を提出される方

お問い合わせ先 氷川町役場 税務課 住民税係 ☎52-5853

氷川町キャッチフレーズ

『大地の恵み歴史の香り氷川町』に決定!!

氷川町全体の認知度向上と総合的なイメージアップを図るため、氷川町PR用キャッチフレーズを募集いたしましたところ、町内外全国より397点のご応募をいただき、誠にありがとうございました。

応募作を事務局および商工観光振興協議会において厳正に審査・選定しました結果、次のキャッチフレーズに決定いたしました。

【決定キャッチフレーズ】

『大地の恵み』

『歴史の香り氷川町』

【キャッチフレーズのコンセプト】
豊かな自然と大地の恵み、そして歴史の香る町、それが氷川町。

【最優秀賞者(賞金3万円)】

千葉県市川市 小田中 準一 様

採用作品は氷川町が発行するポスター・パンフレットなどに使用するほか、町特産品などのPR用印刷物としても幅広く活用していきます。

町キャラクター「ひかりん」ともどもよろしくお願ひします。



© 2009 town HIKAWA
ひかりん
「ひかりん」は熊本県氷川町のPRキャラクターです。

お問い合わせ先

宮原振興局 総務振興課
まちづくり推進室
☎62-16000

手続きがお済みでない方はお早めに

『子ども手当』が変りました!

これまで子ども手当を受け取っていた受給者も含め、10月分からの子ども手当を受給するには、すべての人からの認定請求が必要となりました。

子ども手当を9月まで受給していた人へは、10月初旬に認定請求書を送付しておりますので、内容を確認の上、必要書類を添付してお早めに申請して下さい。結果通知を随時発送いたします。

- 国内に居住している子どもが対象
- 児童養護施設などに入所している子どもは、施設設置者に支給
- 離婚協議中で別居していて、監護・生計同一要件を満たす人が複数いる場合は、子どもと同居している人に支給(単身赴任などを除く)
- 公務員の方は、勤務先への申請
- 10月以降に他市町村に転居した人、10月以降にお子さんが生まれた人は、転出予定日・出生日の次の日から数えて15日以内に認定請求の手続きをしてください。

◎支払月(予定)

平成24年2月15日
(平成23年10月分～平成24年1月分)

平成24年6月15日

(平成24年2月分～平成24年3月分)

◎手当の月額

- 【0歳～3歳未満】
一律 1万5千円
- 【3歳～小学校修了前】
・第一子、第二子 1万円
・第三子以降 1万5千円
- 【中学生】
一律 1万円

◆平成24年3月末までに、申請をすれば、10月分から手当を受けることができますが、次回支払月(平成24年2月)に定期支給を受けたい場合は、平成24年1月16日までに認定請求が必要となります。

◆平成23年10月に送付通知してある認定請求書を見失った場合でも、必要書類(保険証・振込先通帳・印鑑など)をご持参の上、町民環境課または、宮原振興局 総務振興課にて申請ができます。

◎お問い合わせ先

氷川町役場 町民環境課
☎52-5851

